

東予地域メディカルコントロール協議会が関与する事業の  
共催・後援・協賛等に関する取扱要領

(趣旨)

**第1条** この要領は、東予地域におけるメディカルコントロール体制を推進し、救命率の向上等救急業務の高度化に資する事業に対し東予地域メディカルコントロール協議会（以下、「東予協議会」という。）が、共催、後援、協賛をすることにより、当該事業を奨励し、又は助長する場合の事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 東予協議会が事業を共同して開催することをいう。
- (2) 後援 東予協議会が事業の趣旨に賛同し、名義の使用を認めるものをいう。
- (3) 協賛 東予協議会が事業の推進を援助することをいう。

(対象事業)

**第3条** 東予協議会が共催又は後援を行う事業は、その目的及び内容がメディカルコントロール体制の向上に寄与するもので、次の要件を満たしているものでなければならない。

- (1) 国並びに地方公共団体（消防本部を含む）、愛媛県メディカルコントロール協議会等が主催し、又は後援する事業
- (2) メディカルコントロール体制の向上に寄与する団体（学会等）が主催し、又は後援する事業
- (3) 事業計画が明確で実施の確実性が十分に認められること
- (4) 特定の人物のみを対象とせず、東予地域全体に公開され参加の機会が与えられるもの
- (5) 前4号に掲げるもののほか、協議会が特に適当と認める団体が主催し、又は後援する事業

(共催等を行わない事業)

**第4条** 東予協議会は、次の各号のいずれかに該当する事業に対しては、共催等を行わない。

- (1) 政治的若しくは宗教的目的をもつ事業又は内容が政治的若しくは宗教的目的に利用されるおそれがあると認められる事業
- (2) 専ら営利又は売名を目的と認められる事業
- (3) 共催等を行うことによって、第三者に直接的若しくは間接的に重大な利害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある事業
- (4) 協議会の名誉をき損し、又は信用を失墜する恐れがあるもの。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、協議会が共催等を行うことが不適当と認める事業

(共催及び後援の名義)

**第5条** 会長が共催または後援（以下、「共催等」という。）について使用を承認する名義は、「東予地域メディカルコントロール協議会」とする。

(補助等)

**第6条** 東予協議会は、共催等を行う事業に対して、次の区分により名義の使用を承認し、若しくはその経費の一部を負担し、若しくは補助を行うことができるものとする。

- (1) 共催 事業に要する経費の負担又は分担、共同した企画運営
- (2) 後援 名義の使用、事務手続きの補助
- (3) 協賛 東予協議会の年間行事計画の下で実施される事業に対し、名義の使用並びに経費の補助、事務手続き補助

(申請)

**第7条** 申請しようとするものは、共催・後援申請書（様式第1号）に開催要項その他の必要書類を添えて、東予協議会事務局に提出しなければならない。なお、協賛に関しては、東予協議会にて承認を得た事業に限定されるため、申請書の提出を免除することができる。

(承認等の通知)

**第8条** 東予協議会は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、会長決裁手続を経て（様式第2号）により通知する。

(承認の取消し)

**第9条** 東予協議会は、共催等の申請及び実施に関し主催者がこの要領に違反したとき、又は関係法令に違反したときは、共催等の承認を取り消すことができる。

(事業報告)

**第10条** 事業の主催者は、当該事業完了後速やかに事業実施報告書（様式第3号）を東予協議会事務局に提出しなければならない。

**附 則**

この要領は、令和5年5月10日から施行する。

